

真野六丁目第2地区緑地協定書

(目的)

第1条 本協定は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づき、本協定書第4条に定める区域(以下「協定区域」という。)内における緑化の推進に関する事項を定めることにより、良好な住環境の形成を図り、健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定は、「真野六丁目第2地区緑地協定」と称する。

(協定締結者)

第3条 本協定の協定締結者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の土地所有者および建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）とする。

2. 協定区域内において新たに土地所有者となった者は、協定者になったものとみなす。

(協定区域)

第4条 本協定の区域は、大津市真野六丁目のうち、別添区域図に示された区域とする。

(緑化に関する事項)

第5条 協定者は、協定区域内の樹木等の植栽、既存の樹木等のせんてい、病害虫の防除に努めなければならない。

2. 樹木等の植栽帯として、1m以上の幅で敷地面積の5%以上の面積を確保するものとし、植栽をしなければならない。

3. 樹木等の植栽帯は、道路沿いの植栽可能な場所および宅地内の植栽可能な場所とし、その場合においては協定区域内の景観に配慮しなければならない。

4. 樹木等の種類は、協定区域内の風土に適しており、かつ、当該樹木等の植栽によって、地域の住民等に危険を及ぼさないものでなければならない。

5. 境界に面する場所に垣または柵を設ける場合、その構造は宅地と宅地の境界にあたっては生け垣又はネットフェンス等透視可能なものとし、宅地と道路の境界にあつては、門塀、門扉、ガレージ入口部分を除き、生け垣又はネットフェンス等透視可能なものとしなければならない。(土塀、コンクリートブロック塀、板塀等にしてはならない。)

ただし、墓地に面する境界に設置するものはこの限りではない。

6. 協定者は、植栽した樹木（生け垣の用に供する樹木を含む。）をみだりに取り除いてはならず、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植するものとする。

（協定の有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、大津市長の認可公告のあった日から 10 年間とし、有効期間が終了する前に土地の所有者等が本協定の廃止についてその過半数の合意を得、文書をもって申し出をしないときは、さらに 10 年間延長するものとし、それ以降についても同様とする。

（協定の変更および廃止）

第 7 条 本協定の内容を変更しようとするときは、土地所有者等の全員の合意を要するものとし、大津市長の認可を受けなければならない。

2. 本協定を廃止しようとするときは、土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、大津市長の認可を受けなければならない。

（違反者に対する措置）

第 8 条 本協定に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、第 10 条に定める委員会の委員長は、違反者に対し委員会の決定に基づき文書をもって、相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求することができる。

2. 前項の申し入れがあった場合、違反者はこれに従わなければならない。

（協定の承継）

第 9 条 協定者は自己の関与する土地・建物等について新たに土地所有者となる者に対し、本協定の内容を明らかにするため、本協定書の写しを引渡さなければならない。

（協定運営委員会）

第 10 条 本協定の運営に関する事項を処理するため、真野六丁目地区緑地協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、委員若干名で組織する。
3. 委員は、協定区域内の土地の所有者等の互選とする。
4. 委員会に次の役員を各 1 名、委員の互選により置く。
 - ① 委員長
 - ② 副委員長
 - ③ 会計
5. 委員長は、委員会を代表し、本協定の運営事務を総理する。

6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その事務を代理する。

7. 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

(委員の任期)

第 11 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

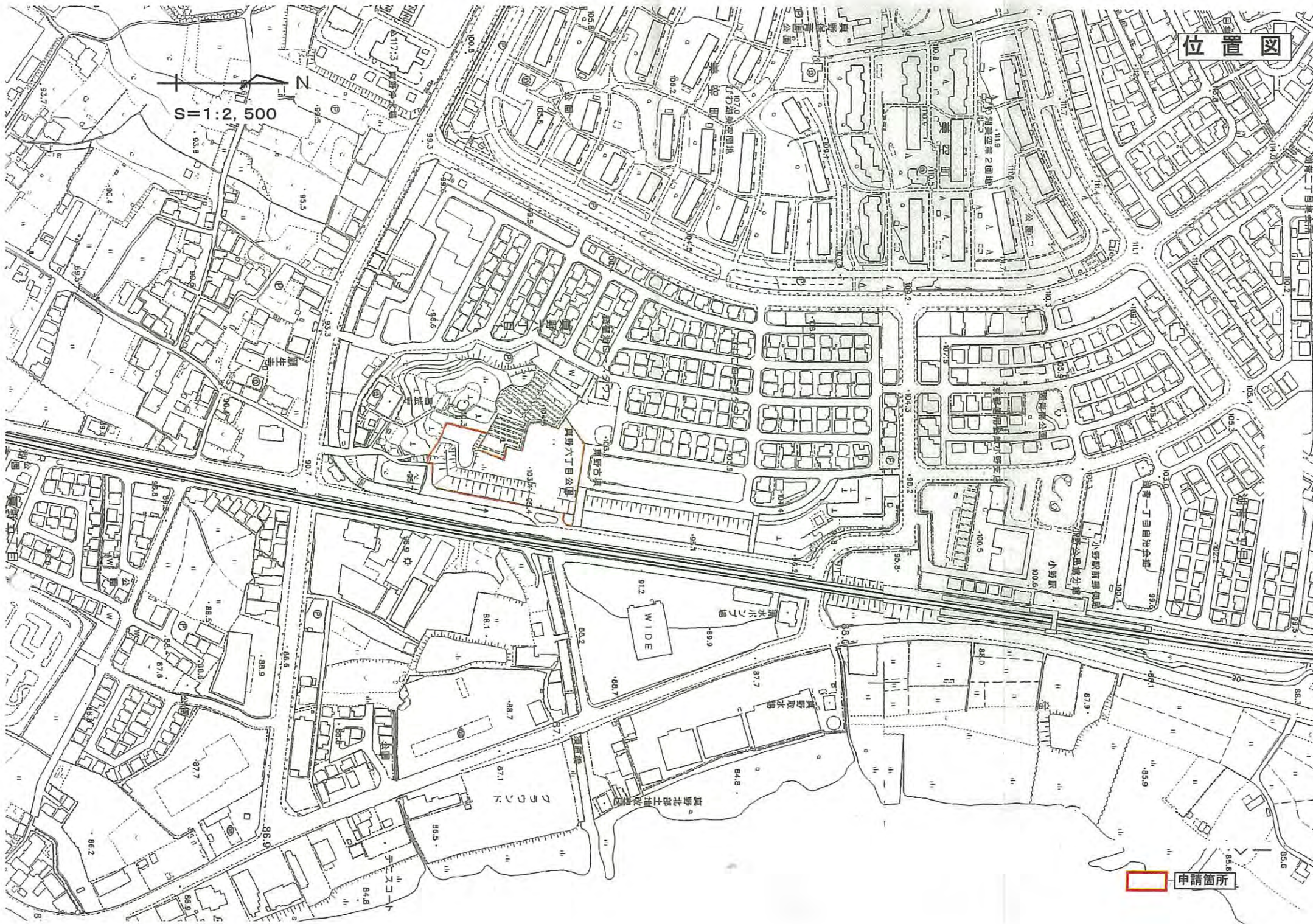
2. 委員の再任は、さまたげないものとする。

附 則

第 1 条 委員会が設置されるまでの期間に限り、事務局を京阪電気鉄道株式会社内に設置する。

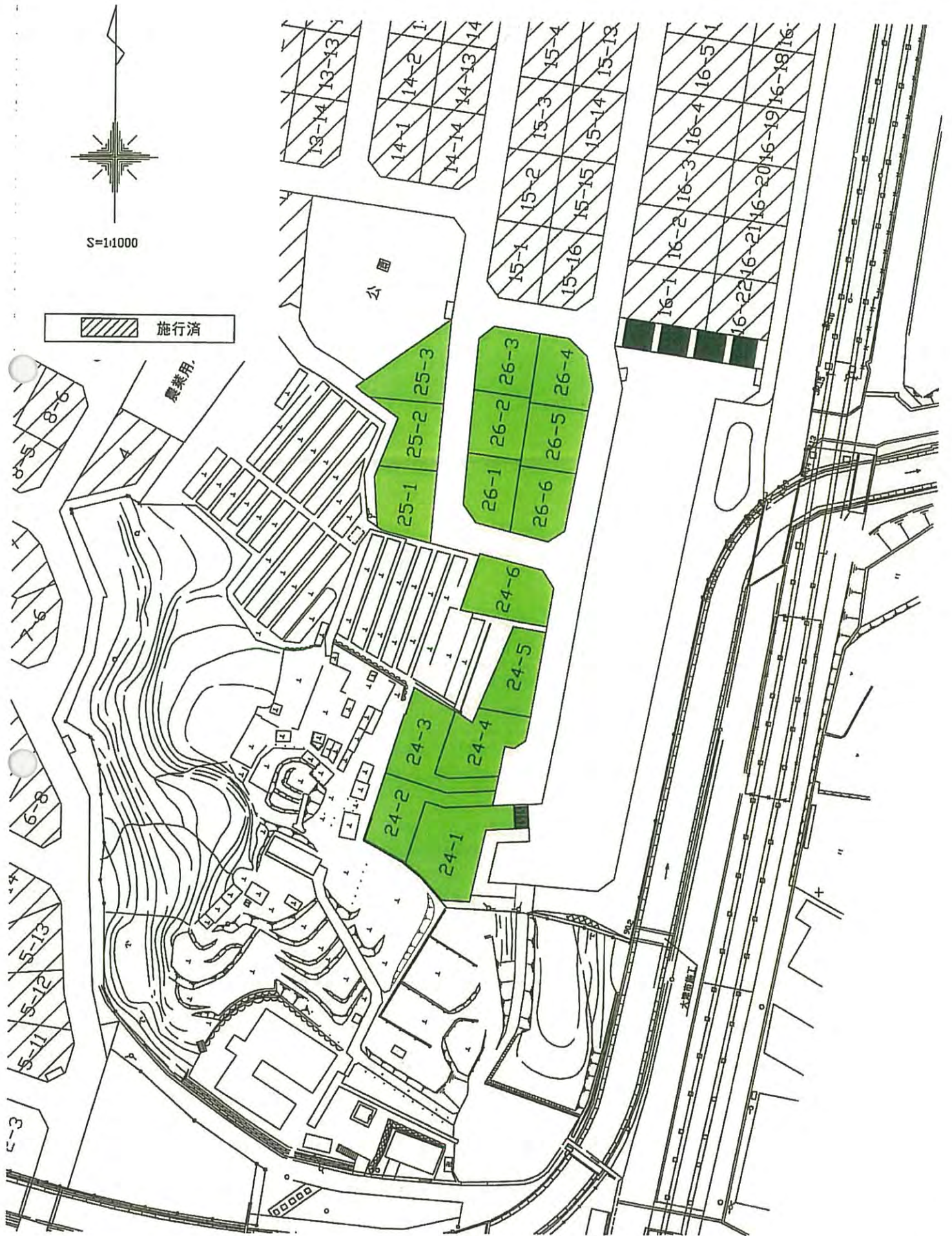
位置図

S=1:2,500



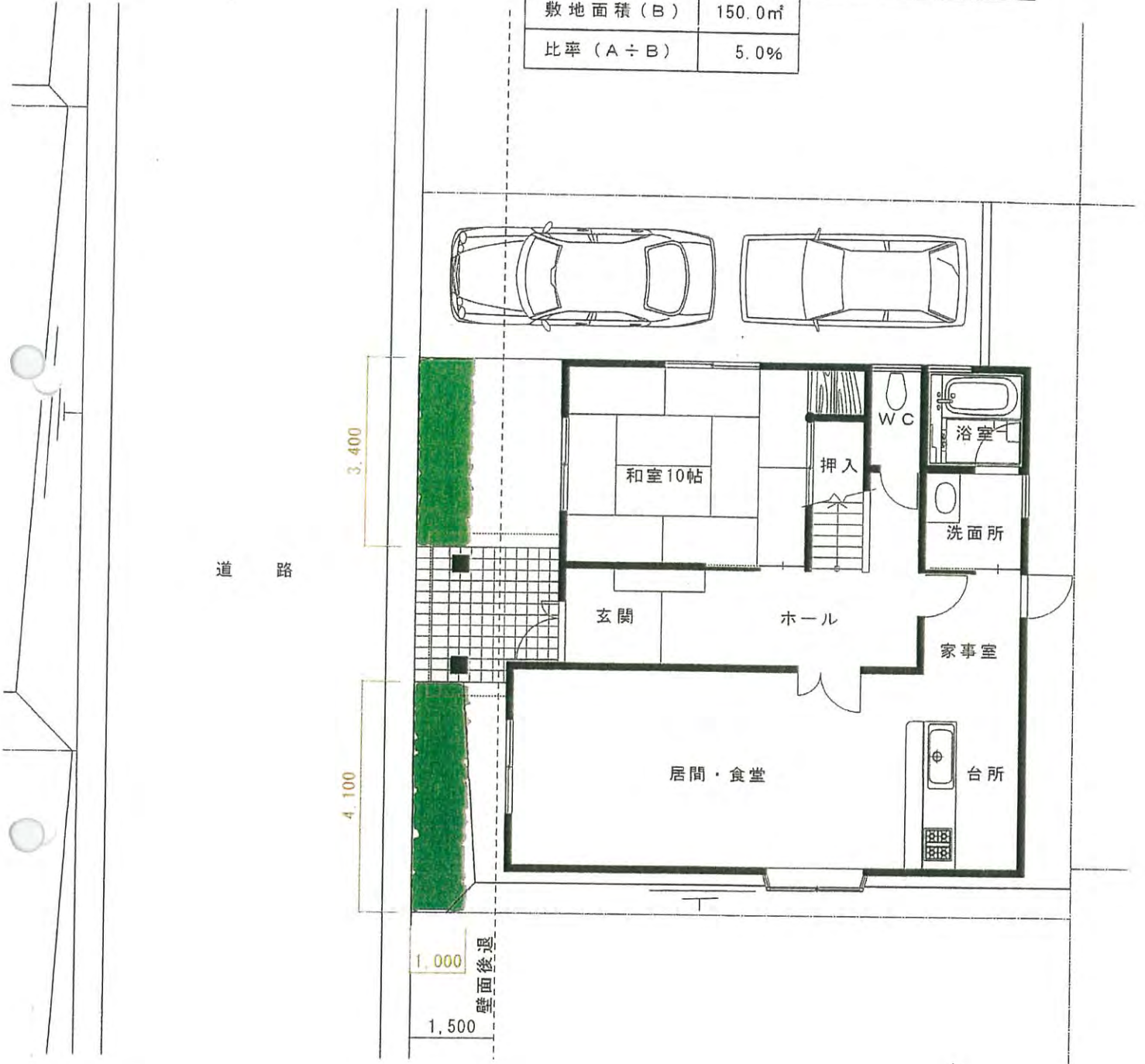
申請箇所

真野六丁目第2地区緑地協定区域図



植栽帯モデルプラン

植栽帯面積 (A)	7.5㎡	幅1.0m×延長7.5m=7.5㎡
敷地面積 (B)	150.0㎡	
比率 (A÷B)	5.0%	



SCALE